
墨田区地域福祉計画

～みんな(協治)でつくる人にやさしい福祉のまち～

(平成 23(2011)年度～平成 32(2020)年度)



平成 23(2011)年 3 月

墨 田 区

はじめに

近年の地域福祉を取り巻く状況は、大きく変化してきており、平成20年3月には、厚生労働省が設置した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」において、「地域における『新たな支え合い』を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉―」がまとめられ、平成22年8月には、全国各地で発生したいわゆる高齢者の所在不明問題を受け、住民参加のもと、地域住民が安心して生活できる地域づくりのための計画を策定することが求められています。

こうした状況を踏まえながら、この度の「墨田区地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、墨田区基本構想によって示された協治(ガバナンス)の考え方にに基づき、区民の皆様と区との協働による地域福祉の推進を目指して、平成23年度から10年間の地域福祉推進の指針を示すものです。

計画の中では、区民、地域の関係団体・機関の皆様と区が力をあわせて本計画を推進する上での基本となる考え方として、「個人の尊厳を守る」「共に生きる地域をつくる」「協治(ガバナンス)を実行する」という基本理念を掲げています。

また、総務省が行った「生涯学習に関する世論調査」の結果から、ボランティア活動に参加してみたいと考えている人は6割を超えている一方で、きっかけがないために、実際には活動に参加していない人が多いと言われている状況を踏まえ、本計画ではボランティア活動のさらなる促進に向けた施策を多く取り入れています。

計画の策定にあたりましては、福祉関連の各分野で活躍されている方々で組織する「墨田区地域福祉計画推進協議会」で検討を重ねるとともに、区民参加のワークショップ等を開催し、多くの皆様のご参加を得て、精力的にご議論いただきました。

今後、区民の皆様が地域で支えあいながら、いきいきと暮らせますよう、区民の皆様や地域の関係団体・機関の皆様のご協力を得ながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

墨田区長 山崎 昇

墨田区地域福祉計画に寄せて

「地域福祉」は古くて、新しい福祉の考え方です。しかも地域に対する夢と希望、理想をも含んでいます。「地域」が今の時代の福祉の考え方の基本になりました。その目指す所は、分野を超えた課題を解決するための協働であり、専門機関や行政機関内部の連携はもとより、町会、自治会、あらゆる民間の団体、個人の参加を得て福祉を進めるというものです。協治（ガバナンス）の、福祉分野における具体的な取り組みといえます。

計画策定はかなりハードルの高いものでした。策定には三つの難しさがありました。①カバーする分野が広いこと、②地域福祉計画に児童・高齢・障害者など各分野の福祉を推進する共通基盤の計画としての実質を持たせること、③各分野の対象からはずれた新しく困難な課題を対象とすること、です。そのため計画の策定には、未経験、検討不十分、未知の部分と取り組むことが求められました。そうした中で、この計画が目指したものは、あらゆる福祉課題を視野に入れること、協働することによる問題解決の理念と方法を提示すること、各分野の行動計画の指針となる内容を示すことでした。

広い視野を得るには、各分野に精通した人の目が合わさることが必要です。計画策定にあたっては、種々の会合が持たれましたが、民にも官にも人材に恵まれたと思います。その方々の協力姿勢、墨田区住人への責任感と愛着には教えられること大でした。

策定して終わりではなく、書かれたものを実践し、修正し次の計画策定までの道を歩むことが必要です。昨今、新しい公共ということが言われています。「新しい公」を作り出すために、役所も住民も変わってゆくことが求められます。役所は縦割りによる合理性追求からさらに進歩した、包括的要素を各部門が持ち合う、そうした仕組みへの変化が求められます。民間に求められることは、行政サービスに頼りすぎず、自ら愛する家族と友人が暮らす近隣の福祉のために、あらゆる機関、団体、個人と協働してゆくことです。合意形成のための努力と経験の積み重ねをしてゆくことです。ボランティアズムから発した人々、団体の協働が行われる墨田区の福祉を次世代に伝えてゆきたいと思います。

平成23年3月

墨田区地域福祉計画推進協議会会長 野原 健治

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
<hr/>	
1. 計画策定の背景と目的	2
2. これまでの地域福祉計画の成果と本計画の方向性	4
(1) これまでの地域福祉計画の歩み	4
(2) 前計画(第二次後期)の成果と課題	4
(3) 本計画の方向性	5
3. 地域福祉推進の考え方	6
(1) 地域福祉とは	6
(2) 地域福祉計画とは	6
4. 計画の性格と位置づけ	7
5. 計画期間	8
6. 計画の策定体制	9
7. 区民参加による計画づくり	10
(1) ワークショップの開催	10
(2) 拡大作業部会の設置・開催	11
(3) 中間のまとめの報告及びワークショップの開催	13
(4) パブリック・コメントの実施	13
第2章 地域福祉を取り巻く状況	15
<hr/>	
1. 社会情勢の動向	16
2. 墨田区での地域福祉を取り巻く状況	18
(1) 人口と世帯の状況	18
(2) 高齢者の状況	20
(3) 障害者の状況	21
(4) 子ども・家庭の状況	22
(5) 生活に困難を抱えている人の状況	23
(6) 住まい環境の状況	24
(7) 町会・自治会活動の状況	25
(8) ボランティア・NPOの活動状況	26

第3章 計画の基本的考え方	27
<hr/>	
1. 計画の基本理念	28
2. 計画の基本目標	29
3. 計画の基本的視点	30
4. 取り組みの体系図	31
第4章 計画の推進主体	33
<hr/>	
1. 協働による計画の推進	34
2. 各主体の役割	35
(1) 区民	35
(2) 町会・自治会等	35
(3) ボランティア・NPO	35
(4) 民生委員・児童委員	35
(5) 福祉施設(事業者)	36
(6) 企業・商店・事業所・医療機関	36
(7) 社会福祉協議会	36
(8) 区	37
第5章 取り組み内容	39
<hr/>	
1. 優先的取り組み	40
(1) 地域における見守り活動の推進	40
(2) 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援	41
(3) 地域福祉プラットフォームづくり	41
(4) 地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進	41
2. 取り組み内容	42
基本目標1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	42
(1) 地域の中で共に生きる意識を高める (ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)	42
(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる (ユニバーサルデザインのまちづくり)	44
(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する	46
基本目標2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	48
(1) 地域の相談支援体制を充実する	48
(2) 支援が必要な人の権利を守る	50
(3) 福祉サービスの量と質を確保する	52

(4)生活に困難を抱えている人の自立を支援する	54
基本目標3 区民の積極的な地域活動を進める	56
(1)福祉の施策や活動に関する情報を伝える	56
(2)地域福祉に関する学びあいを推進する	58
(3)地域福祉の担い手を育成・支援する	61
(4)地域活動を活性化する	64
基本目標4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する	66
(1)日ごろからの地域のつながりをつくる	66
(2)地域における見守り活動を推進する	68
(3)地域をつなぐ協働のしくみをつくる	73
3. 主な事業・活動の事業目標一覧	76
◆ 優先的取り組み ◆	76
◆ 取り組み内容 ◆	78
基本目標1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	78
基本目標2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	82
基本目標3 区民の積極的な地域活動を進める	86
基本目標4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する	90
第6章 計画の推進体制	93
<hr/>	
1. 計画の周知、理解・共有の推進	94
2. 計画の進捗管理と評価	95
3. 評価方法	96
4. 前期計画の達成状況の評価と後期計画への反映	97
資料	99
<hr/>	
1. 計画の検討体制・検討経過	100
(1)墨田区地域福祉計画推進協議会	100
(2)墨田区地域福祉計画推進本部	104
2. ワークショップ・拡大作業部会の結果概要	107
3. 用語解説	109
4. 付属資料①ー第5章「取り組み内容」体系表	110
5. 付属資料②ー墨田区地域福祉計画関係年表	124